

# In depth

## A look at current financial reporting issues

2020年10月9日  
In depth No. 2020-06

### 金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

#### FAQ 5.4.2—ヘッジ手段とヘッジされるリスクを同時に修正して公正価値ヘッジ関係に新しい指標金利を反映する場合、利得または損失を直ちに純損益に認識するか

いいえ、このシナリオにおいて、ヘッジ関係がヘッジされるリスクとヘッジ手段の修正を行う前に完全に有効であったと仮定すると、通常、利得または損失は発生しません。

一般的な公正価値ヘッジ関係では、ヘッジ対象は固定金利債券であり、ヘッジ手段は固定金利支払・IBOR変動金利受取の金利スワップです。ヘッジ関係の当初の指定において、ヘッジされるリスクは、固定金利債券のIBORリスク要素として識別されます。その後、金利指標改革の結果、金利スワップは新しい指標金利に移行します。このFAQの目的上、金利スワップが新たな指標金利に移行する時点で、固定金利債券の新しい指標金利のリスク要素を反映させるために、ヘッジされるリスクもヘッジ文書において修正される(すなわち、本資料のSection 5.6 (リスク要素および部分の指定)で論じたように、24か月以内に独立して識別可能になると見込まれるリスク要素の要件を満たしており、信頼性をもって測定可能である)と仮定しています(詳細については[FAQ 5.3.1—金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時](#)(和訳は[こちら](#))の質問1「公正価値ヘッジ」を参照)。

本資料のSection 5.3 (ヘッジ関係の正式な指定の修正)で説明しているとおり、フェーズ2の救済措置の適用範囲は、金利指標改革の結果として要求されるヘッジ手段の変更(すなわち、金利指標改革の直接の結果であり、経済的に同等の要件を満たす変更)を含みます。経済的な同等性は、[FAQ 2.2—「経済的に同等」](#)(和訳は[こちら](#))とでは説明しているとおり、さまざまなアプローチを通じて実証できます。その結果、ヘッジされるリスク要素の測定による差異、すなわち、ヘッジされるリスクに起因する公正価値の変動が直ちに生じるとは見込まれていません。IASBは、IFRS第9号BC6.626項において、ヘッジ対象の再測定から生じる公正価値の重要な変動は、経済的に同等ではない変更が行われたことを示すと指摘しました。

企業は、ヘッジの文書化と整合的なヘッジ有効性アプローチに従っているはずであり、そのため文書化したヘッジされるリスクの修正時点で、利得または損失は発生しないと考えられます。例えば、「固定信用スプレッド」法はヘッジ関係の開始時のミスマッチに対処する方法であり、ヘッジ対象の契約上の金利は、通常、スワップの実勢金利よりも高くなります。これは、契約上の金利を用いてヘッジ対象をモデル化し、インプライド固定信用スプレッドを割引カーブに適用して、開始時のヘッジ対象の公正価値を元本と同じになるように対応するものです。インプライド固定信用スプレッドは、ヘッジ関係の存続期間中は一定になります。

したがって、企業が代替的な指標金利に基づいてヘッジ対象を再測定する場合、固定信用スプレッドも更新され、その結果、ベシス・アジャストメントは変更されず、利得または損失も生じません。実務上は、同様の結果(例えば、キャッシュ・フローの調整に対するスプレッド)をもたらす他の方法も用いられます。

ヘッジ関係にヘッジ非有効部分の他の発生原因(ヘッジ手段とリスク要素との間の時期の不一致など)が存在する場合、ヘッジ非有効部分を測定し、純損益に認識する必要があります。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.